

## 令和6年度あきる野市介護サービス事業者等指導監査結果

令和6年度に介護サービス事業者等に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

### 1 指導監査実施事業者

No	事業者名	サービス種別	実施日
1	紫水園	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム	令和6年4月26日、5月15日
2	有限会社 シルバーライフ	居宅介護支援	令和6年5月22日
3	有限会社 シルバーライフ	訪問介護	令和6年5月23日
4	ケアサポートセンター かしの木	居宅介護支援	令和6年5月30日
5	介護サービスセンター南聖園	訪問介護	令和6年6月18日
6	指定訪問介護事業所あきる台ケアサービス	訪問介護	令和6年6月25日
7	訪問介護ステーション仁恕苑	訪問介護	令和6年7月19日
8	五日市はつらつセンター	介護予防支援	令和6年6月28日
9	あきる野市社協ケアセンター	訪問介護	令和6年8月29日
10	和み苑デイサービスあきる野	地域密着型通所介護	令和6年9月19日
11	二宮デイサービスことぶきの家	地域密着型通所介護	令和6年10月17日
12	リハビリデイサービス陽だまり村	地域密着型通所介護	令和6年11月25日
13	有限会社せせらぎ	福祉用具貸与	令和7年1月29日
14	有限会社せせらぎ	福祉用具販売	令和7年1月29日
15	あきる野ケアセンターそよ風	短期入所	令和7年2月27日
16	あきる野ケアセンターそよ風	通所介護	令和7年2月28日

### 2 指導監査の結果

区分	文書指摘	口頭指導
運営管理	12	47
サービス提供	11	43
合計	23	90

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指導：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

### 3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	件数	根拠法令等
運営規程・重要事項説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項説明書に必要事項（第三者評価の実施状況、事故発生時の対応方法、苦情連絡窓口の連絡先が一部不十分等）を記載すること</li> <li>運営規程と重要事項説明書に記載している事項が相違している</li> </ul>	15	都条例第12条、第252条、第262条準用（第12条） 市条例第24条、第59条、第59条準用（第9条）
個別支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の心身の状況や希望、環境等の把握及び課題の分析（アセスメント）を適切に行っていない</li> <li>個別支援計画は、アセスメントの結果に基づき、適切に作成・変更すること</li> <li>個別支援計画は、居宅サービス計画に沿って作成すること</li> <li>特定介護予防福祉用具販売を介護予防サービス計画に位置付け、その必要性を記載すること</li> <li>利用者に対し、個別支援計画を交付したことが分かるよう記録すること</li> </ul>	14	都条例第28条、第107条、第156条 市条例第15条、第16条、第32条、第59条、第256条
秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族の個人情報を用いる際は、あらかじめ文書により、同意を得ること</li> <li>従業者の秘密保持に関する誓約書を作成すること</li> </ul>	13	都条例第34条、第41条、第262条準用（第34条） 市地密通所条例第24条、第35条、第59条準用（第35条） 市介護予防条例第24条
勤務体制・研修機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>月ごとの従業者の勤務体制を明確にした勤務表を整備すること</li> <li>セクハラ及びパワハラを防止するための必要な措置を講じること</li> <li>職員研修を実施した際は、全従業員が実施したことが分かるよう、記録すること</li> </ul>	11	都条例第11条、第41条 市条例第21条、第29条 市地密通所条例第59条
虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を記載すること</li> <li>虐待防止委員会を開催すること</li> <li>虐待防止のための研修を受講した際は、その記録をすること</li> </ul>	11	都条例第20条、第29条、第39条、第262条準用（第39条） 市条例第15条 市地密条例第59条準用（第40条） 市介護予防条例第28条

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「都条例」：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号）

「市条例」：あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月26日条例第1号）

「市地密条例」：あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月28日条例第2号）

「市介護予防条例」：あきる野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年3月30日条例第9号）